

家庭ごみ定期収集運搬業務委託（令和7～9年度）仕様書

本仕様書は、家庭系一般廃棄物等の収集運搬業務委託の実施に当たりその適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものである。なお、この仕様書により業務を受託した者の準備又は行う措置に係る費用は、契約金に含むものとする。

1. 業務の目的

市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（市が認めた集積場所である「ごみステーション」に家庭から出された「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック製容器包装」「危険ごみ・有害ごみ」「飲料用缶」等）を「鳴門市一般廃棄物処理実施計画」に基づき適正に収集運搬し、市域の生活環境の保全及び再生利用の促進を図ることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 鳴門市内の指定する区域に出された家庭ごみ及び市の施設から排出される廃棄物を収集し、指定する搬入場所に運搬する業務である。
- (2) 業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、市条例などの業務に係る法令等を遵守するとともに、別紙1「作業安全マニュアル」に従い、確実かつ誠実に業務を履行しなければならない。

3. 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

4. 経費負担

本業務を行うために必要な経費のうち車両に係る燃料費、修繕費、自動車検査登録制度（車検）関係費、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の保険料及び自動車重量税は市の負担とし、それ以外は受託者の負担とする。

ただし、受託者が原因となる事故等で車両の修繕が必要となった場合の費用は、受託者の負担とする。

5. 受託者の責務

受託者は、この仕様書を遵守し、信義に従って誠実に委託業務を履行しなければならない。

6. 実施方法

(1) 収集区域及び収集箇所

収集区域及びごみステーション数は次のとおり。なお、ごみステーション数は、令和6年9月30日現在の数値で、地域の事情等により新設、移動、廃止等が随時行われるため、市の指示に従い対応するものとする。

① 家庭ごみ 1-1 (燃やせる、燃やせない、プラスチック製容器包装、危険ごみ・有害ごみ、飲料用缶)

収集区域	ステーション数
里浦町里浦の一部及び栗津の全部、大津町木津野、吉永、矢倉、徳長の一部及び長江の全部 (別図1～別図2)	258箇所

② 家庭ごみ 1-2 (燃やせる、燃やせない、プラスチック製容器包装、危険ごみ・有害ごみ、飲料用缶)

収集区域	ステーション数
撫養町木津、斎田の一部及び黒崎の全部、瀬戸町明神、堂浦、北泊、湊谷の一部及び北灘町の全部 (別図3～別図11)	320箇所

(2) 収集日

家庭ごみの収集日は、土曜日、日曜日及び年始(1月1日から1月3日までの期間)、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「祝日」という。)以外の日とする。ただし、「成人の日」「海の日」「敬老の日」「スポーツの日」(以下「ハッピーマンデー」という。)については収集日とする。

また、各収集区域において、家庭ごみの種類別に2回連続で収集日とならない場合は、市の指示により、いずれかの日を収集日とする。

(3) 収集運搬時間

① 午前8時30分以降に収集作業を開始し、午後4時30分までにごみ搬入場所に搬入するものとする。ただし、荒天時や行事、祭礼、工事等、各地区の事情により収集開始時刻の変更やごみステーションの一時的な移動があった場合は市の指示に従い収集するものとする。

② やむを得ない事情等により、搬入が遅れる場合は、市へ連絡の上、その指示に従うものとする。

③ 災害等、やむを得ない事情により、収集運搬に支障が生じる場合は、必ず市へ連絡の上、その指示に従うものとする。

(4) ごみ搬入場所

収集したごみは、種類別に市クリーンセンター内の所定の場所に搬入し、その都度、計量伝票を受け取らなければならない。

(5) 収集作業内容

- ①受託者は、鳴門市一般廃棄物処理計画に従って、指定する区域のごみをごみの種別ごとに、「別表 1」のとおり収集しなければならない。
- ②市の排出ルールに違反したごみについては、市で作成した不適物警告シールに必要事項を記入の上、貼付して置いておくなどの分別排出の啓発・指導等を行わなければならない。
- ③受託者は、ごみの取り残しがないように収集しなければならない。万一、ごみの取り残し等で市から指示があった場合は迅速に対応しなければならない。処理は原則として当該日中に行い、結果を速やかに市に報告しなければならない。
- ④受託者は、地域の清掃活動等で排出された「ボランティア袋」に入れられたごみについても、ごみステーションに出され、収集日等ごみ出しルールが守られている場合は収集を行う。
- ⑤収集作業中は、周囲の人や車の安全を妨げることがないように十分に配慮し、収集作業終了後は、散乱、飛散物の掃除を行い、収集場所の清潔保持に努めなければならない。また、運搬中は道路等へのごみ等の飛散防止に努めるとともに、交通法規を遵守しなければならない。
- ⑥ごみステーションの新設、変更、廃止については、市の指示に基づき、地図の変更等を行い、常に最新の状態を把握しておかななければならない。
- ⑦市から指示されたごみステーション以外の収集は行わない。判断に迷う場合は、市クリーンセンター廃棄物対策課へ問い合わせのうえ対応するものとする。
- ⑧収集作業中に車両火災が発生したときは、運転手及び乗車している作業員の安全確保を最優先としつつ、速やかに周囲に迷惑を及ぼさない場所に移動し停止の上、消火しなければならない。また、必要に応じて、自ら消防署、市クリーンセンター廃棄物対策課等に連絡するものとする。
- ⑨収集運搬作業は、安全かつ効率的に実施するものとし、市から指示があった場合は、速やかに対応するものとする。

(6) 業務完了検査請求及び完了承認

受託者は、市の定める「収集作業日報（様式 1）」により、その日の業務実績を記録しておかななければならない。

また、毎月の本業務の処理について「家庭ごみ定期収集運搬業務委託月例報告書（様式 2）」を作成し、翌月の5日（3月の委託業務については、3月末日）までに「収集作業日報（様式 1）」を添えて市に報告しなければならない。

らない。

(7) 業務に従事する者

- ①受託者は、本業務を適正に履行するために必要な数の人員を配置しなければならない。
- ②責任者は正社員であって、業務内容を十分に熟知し、本業務に責任を負わなければならない。
- ③受託者は、廃棄物の収集運搬に関し一定の知識及び経験を有し、業務を適正かつ確実に履行する能力を備えた従事者の配置に努めるものとする。なお、廃棄物の収集運搬に関する経験のない者を従事させる場合は、事前に業務に関する教育又は研修を行うこととする。

(8) 収集運搬用車両

- ①受託者は、本業務を遂行するために市が所有する車両（2 t 塵芥収集車2台）を使用するものとする。
- ②車両の乗車人員は、車両の運転手を含め2名以上とする。
- ③車両は、鳴門市の委託業務以外の目的で使用してはならない。
- ④受託者は関係法令を遵守し、使用する車両の日常点検等を「始業点検表（様式 3）」に沿って適切に行う等、車両の適切な管理を行わなければならない。
- ⑤車両は、業務終了後、洗車しなければならない。

(9) 収集運搬車両の保管場所等

- ①収集運搬車両の保管場所は、市クリーンセンター内とすることを妨げない。また、別の場所に保管する場合は、運行前の点検及び清掃等に支障のない広さを有するものとし、洗車設備は洗車及び汚水の処理等について、周囲に迷惑を及ぼしてはならない。
- ②使用車両の洗車は、市クリーンセンター内の洗車設備を使用することができる。ただし、洗車設備とその周辺の清掃をしなければならない。

(10) 収集運搬車両の運行

- ①収集運搬車両の運行は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他の関係法令を遵守し、事故防止に努めなければならない。
- ②業務の履行中に、市民とのトラブルや交通事故及び作業事故が発生した場合は、直ちに市に報告するとともに、誠意をもって対応し、受託者の責任において解決しなければならない。また、処理の顛末について、書面（マニュアル別紙 1～3）により遅滞なく市に報告しなければならない。
- ③収集運搬車両の運用については、対人賠償及び対物賠償は無制限、搭乗者賠償若しくは人身傷害賠償について1名につき500万円以上の自動車

損害賠償任意保険に加入しなければならない。

- ④収集運搬車両内で喫煙してはならない。
- ⑤車両の運転手は、勤務日の業務開始前と業務終了後にアルコール検知器による検査を行わなければならない。検査で異常値を示した運転手は業務に従事できないものとする。
- ⑥アルコール検知器による検査結果は、「アルコール確認記録簿（様式4）」に記録し、1年間保存しなければならない。また、様式については、独自ものを使用することを妨げない。

7. 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理を他者に再委託し又は請け負わせてはならない。ただし、受託者が大規模災害で被災した場合等、市が特に認める場合はこの限りでない。

8. 準備・研修期間

- (1) 準備・研修期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 受託者は、準備・研修期間中に、分別方法、収集ルート等の研修、調査を受託者の負担で行い、業務の開始日から直ちに適正に業務を履行できるようにしなければならない。

9. 従事者への指導義務

- (1) 市の分別ルール及び排出ルールの理解と習得
- (2) 本仕様書の内容理解
- (3) 収集運搬車両及び収集機材の整備点検と清潔の保持
- (4) 交通事故及び作業上の事故防止
- (5) 収集員の品位を保つことと被服等の清潔の保持
- (6) 作業安全マニュアルの遵守
- (7) その他必要な事項

10. 連絡体制

- (1) 受託者は、市からの連絡を確実に受け、業務従事者に対し、明確な指示ができる体制をとらなければならない。
- (2) 受託者は、災害等が発生した際には、本業務の作業終了後や休日等においても、市からの緊急連絡や収集作業等に対応できる体制をとらなければならない。

11. 報告義務

- (1) 受託者は、委託者の検収に合格しないときは、直ちに手直し等を行い、委託者の検収を再度受けなければならない。
- (2) 業務において事故等が発生した場合は、自ら適切な処置を取るとともに、速やかに市に報告しなければならない。

12. 委託料の支払い等

受託者に対する業務委託料の支払いは、以下のとおりとする。

- (1) 市は受託者に対して、別途締結する業務委託契約に基づき、受託者からの請求書の受理後、30日以内に月割りで委託料を支払うものとする。
- (2) 1か月当たりの支払額は、各年度の委託料の12分の1に相当する額とし、100円未満の端数がある場合は、各年度の初回分に併せて支払うものとする。
- (3) 本業務の委託料について、消費税及び地方消費税率が変更された場合は、市と受託者で協議できるものとする。

13. 契約の解除

市は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 受託者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められたとき。
- (3) 受託者が市の指示に従わなかったとき。

14. 契約内容の変更

本仕様に係る業務について、法令及び規則の改廃、市の一般廃棄物処理計画、施設の改変等やむを得ない事情により変更が生じる場合、市と受託者とで協議し、契約の変更を行うことができる。

15. 禁止事項

受託者は、業務を行うにあたり次の行為をしてはならない。

- (1) 法令等に違反すること。
- (2) 本仕様書に違反すること。
- (3) 委託業務を請け負わせること及び委託業務の権利義務を他に譲渡し又は

担保の用に供すること。

- (4) 市民から金品を受領すること。

16. 損害賠償

受託者は本業務の処理に関して、市又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

17. 契約締結後の届出

受託者は、契約締結後、速やかに下記の書類を提出するものとし、変更の生じたときは、速やかに書面にて市に報告しなければならない。

- (1) 責任者、運転手、収集作業員の名簿及び配置計画書
- (2) 市からの貸与車両の任意保険証書の写し（更新があれば、その都度提出すること）
- (3) 通常時、緊急時における連絡体制及びその連絡先
- (4) 収集運搬車両の車両保管場所付近の写真及び見取り図（市クリーンセンター内に保管する場合を除く）

18. 自然災害等の対応

地震や風水害等の災害その他特別な事情により、市からの指示がある場合には、これに従わなければならない。

19. 労働安全衛生等

業務従事者の労務管理等にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規並びに道路交通法等関連法令を遵守しなければならない。

20. その他

- (1) 本業務を行うために必要な「4. 経費負担」の市の負担分を除く経費は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、市から委託業務遂行に必要な会議等への参加要請があった場合には当該会議等に出席するものとする。
- (3) 契約期間の満了に伴い、受託者が変更となる場合は、業務が円滑に履行できるよう、新たな受託者等への引き継ぎを行うものとする。
- (4) 本業務の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、次の事項を遵守しなければならない。

- ①収集作業員は、市の委託業務であることを念頭において、住民に対して常に親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動があってはならない。
- ②運転手及び収集作業員は、作業服のほか、作業靴、ゴム手袋等を着用し、常に安全・清潔を保たなければならない。
- (5) 市は本業務の処理に関し、特に必要があると認めた事項をその都度、受託者に指示することができる。この場合において、受託者は当該指示に従わなければならない。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。この契約が満了又は解除された後も同様とする。
- (7) 収集物の積み替えや一時保管を行ってはならない。ただし、事故等やむを得ない場合を除く。
- (8) 提出した書類等に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。
- (9) 受託者は、市と協議のうえ決定した市クリーンセンター内の場所に、従事者の休憩等ができる事務所を設置することができる。当該土地の使用料は無償とする。
- (10) 本業務に従事する者は、市クリーンセンター内の指定されたトイレ等を無償で使用することができる。
- (11) 本業務に従事する者は、作業中に喫煙してはならない。
- (12) 受託者は、事業継続計画（BCP）の策定に努めなければならない。
- (13) 本業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。
- (14) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、必要に応じて市、受託者が協議して定めるものとする。

別表 1 ごみの収集曜日

(燃やせるごみ、燃やせないごみ、飲料用缶)

区 域	燃やせるごみ	燃やせないごみ	飲料用缶
里浦町、大津町（木津野、吉永、矢倉、徳長、長江）	月・木曜日	金曜日	月曜日
撫養町（木津、黒崎）、瀬戸町（明神、堂浦、北泊、湊谷）、北灘町	火・金曜日	木曜日	火曜日

(プラスチック製容器包装、危険ごみ・有害ごみ)

区 域	プラスチック容器包装、危険ごみ・有害ごみ
里浦町、大津町（木津野、吉永、矢倉、徳長、長江）	水曜日
撫養町（木津、黒崎）、瀬戸町（明神、堂浦、北泊、湊谷）、北灘町	

※ 収集日が、「祝日」に当たる場合を除く。ただし、「パッピーマンデー」は収集日とする。また、各収集区域において、家庭ごみの種類別に2回連続で収集日とならない場合は、市の指示により、いずれかの日を収集日とする。

※ 年始（1月1日から1月3日まで）は収集を行わない。

別表 2 ごみの搬入施設及び搬入時間

ごみの種類	搬入施設	所在地	搬入時間
○燃やせるごみ	鳴門市	鳴門市瀬戸町	8：30～
○燃やせないごみ	クリーンセンター	堂浦字浦代	16：30
○プラスチック製容器包装		105-17-2	
○危険ごみ・有害ごみ			
○飲料用缶			

※ 市クリーンセンターは土曜日、日曜日及び祝日が閉館となる。ただし、毎月第2土曜日はリサイクルプラザの受け入れのみ8：30～12：00、「ハッピーマンデー」は8：30～16：30開館する。

※ 施設の搬入時間内に搬入できないと判断した場合は、施設の受け入れ終了時刻の30分前までに、市クリーンセンター廃棄物対策課に連絡し、対応を協議するものとする。

収集作業日報

(ー)

号車

令和 年 月 日 曜日 天気 ()

運転者		助手	
-----	--	----	--

回数	収集地区	積載物名	運転時間		総積載重量	収集量
			出	時 分		
第一回		燃やせる 燃やせない プラ容器包装	帰	時 分	kg	kg
			出	時 分	kg	
第二回		燃やせる 燃やせない プラ容器包装	帰	時 分	kg	kg
			出	時 分	kg	
第三回		燃やせる 燃やせない プラ容器包装	帰	時 分	kg	kg
			出	時 分	kg	
第四回		燃やせる 燃やせない プラ容器包装	帰	時 分	kg	kg
			出	時 分	kg	
第五回		燃やせる 燃やせない プラ容器包装	帰	時 分	kg	kg
			出	時 分	kg	
第六回		燃やせる 燃やせない プラ容器包装	帰	時 分	kg	kg
			出	時 分	kg	
第七回		燃やせる 燃やせない プラ容器包装	帰	時 分	kg	kg
			出	時 分	kg	
			了	時 分		
収集量 合計		燃やせる			kg	
		燃やせない			kg	
		プラ容器包装			kg	

出所時の 走行距離	km	帰所時の 走行距離	km	本日の 走行距離	km
給油	ℓ	修理・事故 その他			

(様式 2)

令和 年 月 日

鳴門市長

受託者

家庭ごみ定期収集運搬業務委託月例報告書

(令和 年 月分)

次のとおり、委託業務が完了しましたので、収集作業日報を添えて報告します。

		1号車	2号車
走行距離		km	km
収 集 量	燃やせるごみ 飲料用缶	kg	kg
	プラスチック製容器包装 危険ごみ・有害ごみ	kg	kg
	燃やせないごみ	kg	kg

令和 年 月 日 始業点検表

登録番号 (車両番号)	点検者 (運転者)	検印

点検箇所	点検内容	結果
かじ取りハンドル	著しい遊び又はガタがないこと	
	異常にふれたり、取られたり又は重かったりしないこと	
ブレーキ	ペダルの踏みしろが適当で、かつブレーキの利きが十分であり、かつ片ぎきがないこと	
	ブレーキの液量が十分であること	
	空気圧の上がり具合が不良でないこと	
	ブレーキ・ペダルを踏み込んで離した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること	
	ブレーキ・レバーの引きおろしが適当で、かつブレーキの利きが十分であること	
タイヤ	空気圧が適当で、かつ異常な摩擦及び著しい亀裂及び損傷がないこと	
シャシばね	折損がないこと	
原動機	排気の色が不良でないこと	
乗車装置	ドア・ロックが正常であること。座席ベルトに損傷がなく、かつ確実に取り付けられていること	
物品積載装置	物品を安全かつ確実に積載していること	
灯火装置	点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷がないこと	
警音器・方向指示器、窓拭器	作用が不良でないこと	
後写鏡及び反射鏡	写影が不良でないこと	
反射器及び自動車登録番号標及び車両番号表	汚れ及び損傷がないこと	
計器	作用が不良でないこと	
エア・タンク	凝水がないこと、空気圧が適当であること	
前日の運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと	
その他	燃料・潤滑油・冷却水	
携行品	免許証・検査証・保険証（信号灯・消火器）	

出庁時の走行距離（キロ数）	km	km
---------------	----	----

※ 異常がなければ点検結果の欄へ○印をつけること

※ 点検は確実に一寸の油断は事故のもと やめよう酒気帯び・酒酔い・二日酔い運転

「アルコール確認記録簿」

日付	運転前				
	運転者 車両番号	確認 時間	酒気の 有無	指示・その他	確認者
/		:	有・無		
		:	有・無		
		:	有・無		
	運転後				
		:	有・無		
		:	有・無		
		:	有・無		

「アルコール確認記録簿」

日付	運転前				
	運転者 車両番号	確認 時間	酒気の 有無	指示・その他	確認者
/		:	有・無		
		:	有・無		
		:	有・無		
	運転後				
		:	有・無		
		:	有・無		
		:	有・無		

作業安全マニュアル

鳴門市環境共生部

クリーンセンター廃棄物対策課

家庭ごみ定期収集運搬業務を行うに当たっては、市民の公衆衛生や生活環境の保全上に支障が生じることがないように、関連法規及び本作業安全マニュアルに従い、業務を履行しなければならない。また、清掃事業における安全衛生管理要綱（労働省労働基準局長平成5年3月2日付基発第123号）を遵守し、労働者の安全と健康を確保しなければならない。

1. 作業開始前の準備

- (1) 当日予定する業務について、運転手及び作業員で業務内容、収集コース、搬入施設、注意事項等を確認すること。
- (2) 運転手が、アルコール類を飲用していないこと及び免許停止、取消等の処分を受けていないことを確認すること。また、運転免許証の携行確認をすること。運転手は、飲酒運転にならないよう前日から体調管理をすること。
- (3) 作業服、手袋、作業靴を着用し、常に清潔を保ち、品位を損なわない服装で従事すること。
- (4) 労働災害を防止するため、作業前準備運動を行うこと。
- (5) 運転手は、作業出発前に車両の始業点検を行うこと。異常等があれば修理等の対応を行うこと。作業員は点検を補助し、また、当日の作業に必要な装備品の有無を確認すること。

2. 車両を走行するとき

- (1) 運転手は道路交通法を遵守するとともに、作業員も協力して安全を最優先すること。
- (2) 車両を発進するときは、作業員とも連携して、必ず前後左右の安全を確認すること。
- (3) 車両を後退させるときは、後方モニターやバックミラー等で確認できても、視界に入らない後続車両や他の通行者が近付いていることを想定して、安全を十分に確認しながら徐行運転をすること。また、必要に応じ、作業員も車両から降りて誘導すること。
- (4) 走行中は、路地等からの人や自転車の急な飛び出しのほか、道路上部に突き出した看板や日除け等にも注意すること。

- (5) シートベルトを必ず着用すること。
- (6) 法定速度を守り、無理な追抜きや追越しをしないこと。
- (7) 車間距離を十分にとり、わき見運転をしないこと。
- (8) 運転手は走行中に携帯電話等を使用しないこと。また、作業員も走行中に私的に携帯電話等を使用しないこと。
- (9) 道路等へのごみや汚水等が落下又は飛散しないように、措置を講ずること。
- (10) 収集作業以外（車両の方向転換等）では、私有地内にむやみに進入しないこと。

3. 車両を駐・停車させるとき

- (1) 車両を停車させる場合は、ハザードランプを点灯させる等したうえで、他の車などの通行の妨害にならないように気をつけること。また、通行を妨げる斜め付けは行わないこと。
- (2) 傾斜のある道路（坂道など）に停車する場合は、サイドブレーキを十分に引く等車両が動かないよう措置を講じたうえで、安全確認してから作業に取りかかること。
- (3) 降車する場合は、車両が完全に停車した後に、周囲、特に後続車両等（オートバイ、自転車、歩行者等）の有無を確認してから降りること。また、雨降り時は滑りやすくなっているので、十分注意すること。
- (4) 降車後、「ドア」は確実に閉めること。
- (5) 乗車する場合は、車両の周囲、特に車両の前後の安全を確認して乗車すること。
- (6) 飛び乗り、飛び降りを行わないこと。

4. 車両を誘導するとき

- (1) 誘導する場合は、作業員は、運転手からよく見える安全な位置に立ち（原則として、前進の場合は運転手の反対側、後退の場合は運転手と同じ側に立つこと）、自分の足元、前後、左右、上部（日除け、看板等）の安全を確認しながら誘導すること。
- (2) 誘導される場合、運転手は窓を開けて声がよく聞き取れるようにするとともに、作業員は大きな声で、また、明確な合図で誘導すること。

5. 収集作業をするとき

- (1) 作業は保護手袋を着用し、お互いに声を掛け合う等危険防止に努めながら行うこと。
- (2) 作業は周囲の安全（交通の状態、住民等がいなくどうか、足元の状態な

- ど)を確認しながら行うこと。
- (3) ごみの中には、危険物（発火物、ガラス、釘など）が入っている可能性があるため、無造作に取り扱わないこと。
 - (4) 鳴門市の分別ルール及び排出ルールを十分に理解し、内容物を確認しながら、適切に排出されたごみを収集すること。また、飲料用缶及び危険ごみ・有害ごみは、収集車据え付けのカゴに入れ、危険ごみ・有害ごみは、特に注意して収集を行うこと。
 - (5) 分別が正しくできていない場合や、出す日が違う場合などのごみには、市で作成した警告シールに対象理由をチェックし、年月日を記入の上、そのごみに貼り付けて取り残すこと。
 - (6) ごみを積み込む際は、腰痛防止等に留意し、まず軽く持って重量を確認し、して積み込むこと。
 - (7) ごみの積み込みは、必ず作業員が行い、市民に直接行わせてはならない。
 - (8) ごみを押し込んだり、取り除いたりする必要があるときは、必ず、積み込み回転板を停止してから作業を行うこと。また、これらが動いているときは、投入台には絶対に上がってはならない。
 - (9) 収集車が積載オーバーにならないように積み込みをすること。
 - (10) ごみステーションでは、排出されているごみを完全に収集し、収集後はごみステーション周囲をきれいに清掃し、防鳥ネットがある場合は、折りたたむ等して通行の妨げにならないように片づけ、清潔を保つこと。
 - (11) ごみステーションに設置されている設備（鍵、扉、蓋、防鳥ネット等）は、丁寧に扱うこと。
 - (12) ごみステーションから次のごみステーションへは、助手席に乗る又は徒歩で移動し、いわゆる「ステップ乗車」をしてはならない。

6. クリーンセンターへの搬入及び作業について

- (1) 搬入に際しては、ごみを積載した状態で施設の計量機に乗り、計量カードを使用後、所定の経路を通り、各プラットホームへと移動すること。ピットにごみを投入後は、空の状態です量器に乗り、計量カードを使用後、計量伝票を受取ること。計量機の手前では、一旦停止すること。
- (2) 施設における作業については、それぞれの現場担当職員の指示に従うこと。
- (3) ピット前のプラットホームは混雑するので、作業員は他の車両に注意し、確実に誘導し、事故防止に努めること。
- (4) ピットにごみを投入する場合、車両の後退（バック）時には特に注意し、作業員の誘導で後退させ、ピットに転落しないよう運転手と連絡を取りながらごみを投棄すること。

- (5) ごみを投棄するとき、ダンプ（ロータリーを順回転、逆回転を繰り返す作業を含む）してもごみが出ない場合、危険のない位置まで車両を移動させてから、点検等を行うこと。この場合、「クリップ式安全棒」を必ずセットしてから作業を行うこと。
- (6) ごみを投棄の際は、必要に応じ、汚水タンクに溜まった汚水を抜き取ること。
- (7) 転落防止のため、ごみピット前の車止めの上には、絶対に上がってはならない。
- (8) 危険ごみ・有害ごみ（刃物類、蛍光管、乾電池、水銀体温計、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、ライター等）については、それぞれの所定の場所に分別して搬入すること。
- (9) ピットにごみを搬入する時に撒き散らしたごみは、ほうき等でピットに搬入させる等、清掃を必ず行うこと。
- (10) 作業員の安全を確認して、ダンプ及びテールゲートを降下させ、PTOスイッチをオフにしてから発進すること。

7. 作業終了後

- (1) 当日の作業で、報告すべき事項があれば、責任者に報告を行うこと。
- (2) 翌日の作業に備え、洗車等により車両を清潔にすること。

8. 業者内における連絡体制

- (1) 受託者は、市からの連絡を確実に受け、業務従事者に対して明確な指示ができる体制をとること。

9. 作業中の事故対応について

- (1) 交通事故が発生した場合
 - ・ 負傷者がいる場合は、救急車を要請する等、人命救助を最優先すること。
 - ・ 二重事故等の防止のため、車両を事故現場から移動させるなど、危険防止措置を行うこと。
 - ・ 警察に通報し、事故現場検証を行うこと。（事故発生日時・場所、死傷者数・負傷の程度、損壊物の程度、事故の状況等を連絡）
 - ・ 受託者の事務所（以下、「事務所」という。）へ連絡し、指示を受けること。（些細な事故と思われる場合でも、自分だけの判断で対処しないこと。）
 - ・ 相手方の確認を行うこと。（被害者の住所、氏名、連絡先、車両の保険の加入状況等）
 - ・ 受託者の責任者は、速やかに市クリーンセンター廃棄物対策課へ電話連絡

をするとともに、事故報告書（マニュアル別紙 1～2）を提出すること。

- ・交通事故関係者に対し、誠意を持って対応すること。
- ・その他、道路交通法を遵守すること。

(2) 車両火災が発生した場合

- ・火災発生に対応する場合は、対応者自身、同乗者の安全を最優先すること。
- ・直ちに車両を停止させ、消火器で初期消火を行うこと。
- ・消火器で消火できないと判断した時は、車両を引火等の恐れのない安全な場所へ移動させるとともに、消防へ出動要請を行うこと。
- ・事務所へ連絡し、指示を受けること。
- ・消火のため、収集車からごみを排出する場合は、周囲に燃えやすいものがないか、風の方向等を確認して排出すること。
- ・消火器を使用する場合は、風向き等を考慮し、周辺の民家、車、洗濯物等に掛からないよう、できるだけ配慮すること。
- ・消火した後は、周辺の清掃を行うこと。
- ・受託者の責任者は、速やかに市クリーンセンター廃棄物対策課へ電話連絡をするとともに、事故報告書（マニュアル別紙 1～2）を提出すること。
- ・火災が起きた場合に対処する場所は、平常業務において把握し、確認しておくこと。

(3) 労働災害が発生した場合

- ・作業を中止し、負傷者の救護を最優先すること。
- ・軽傷と思われる場合でも、近くの医療機関を受診すること。必要に応じ、救急車を要請すること。
- ・事務所へ負傷や病気の状況を報告し、指示を受けること。
- ・委託業者の責任者は、速やかに市クリーンセンター廃棄物対策課へ電話連絡をするとともに、事故報告書（マニュアル別紙 1～2）を提出すること。

(4) その他

- ・作業中身体に変調を感じた場合、無理せず同乗職員に話をし、事務所に連絡して指示を受けること。

10. 市民対応について

- (1) 作業中に市民から相談を受けた場合は、丁寧に対応すること。
- (2) 業務に伴い、苦情を受けた場合又はその処理をした後には、速やかに市クリーンセンター廃棄物対策課へ電話連絡をするとともに、苦情処理報告書（マニュアル別紙 3）を提出すること。
- (3) 即答できないことで、市が判断すべき内容である場合には、市クリーンセンター廃棄物対策課に連絡するよう伝えること。事務所経由でも差しつか

えない。

- (4) ステーションの新設、変更の申し出があった場合は、市クリーンセンター廃棄物対策課に申請するよう伝えること。

<連絡先>

所 属	電話番号
鳴門市環境共生部 クリーンセンター廃棄物対策課	088-683-7573

(マニュアル別紙 1)

令和 年 月 日

(宛先) 鳴門市長

(受託者)

住 所 :

会社名 :

代表者 :

電 話 :

事故報告書

1 事故発生日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
2 事故発生場所		
3 車両及び 運転者・同乗者	車両番号	
	運転者氏名	
	同乗者氏名	
4 相手方車両及び 運転者・同乗者	車両番号	
	運転者氏名	
	同乗者氏名	
	住所 又は勤務先	
	連絡先	
5 概要及び 対応状況		

以上、報告します。

※ 交通事故の場合は、「事故発生状況報告書 (マニュアル別紙 2)」を添付してください。

事故発生状況報告書

別紙事故報告書に補則して、下記のとおり報告いたします。

甲車の 運転者氏名		相手方 氏名		運転・同乗・歩行 その他 ()
速度	甲車 約 km/h (前進・後退) (制限速度 km/h)		相手方 約 km/h (前進・後退)	
道路状況	見通し 良い 悪い	道路幅員	甲車側約 m、相手方約 m	
信号 又は標識	信号 有り 無し	一時停止標識	有り 無し	その他標識 () 有り 無し
事故発生状況図				
事故 状況 説明				

令和 年 月 日

報告者 甲との関係 ()

相手方の関係 ()

氏名 _____

令和 年 月 日

(宛先) 鳴門市長

(受託者)

住 所 :

会社名 :

代表者 :

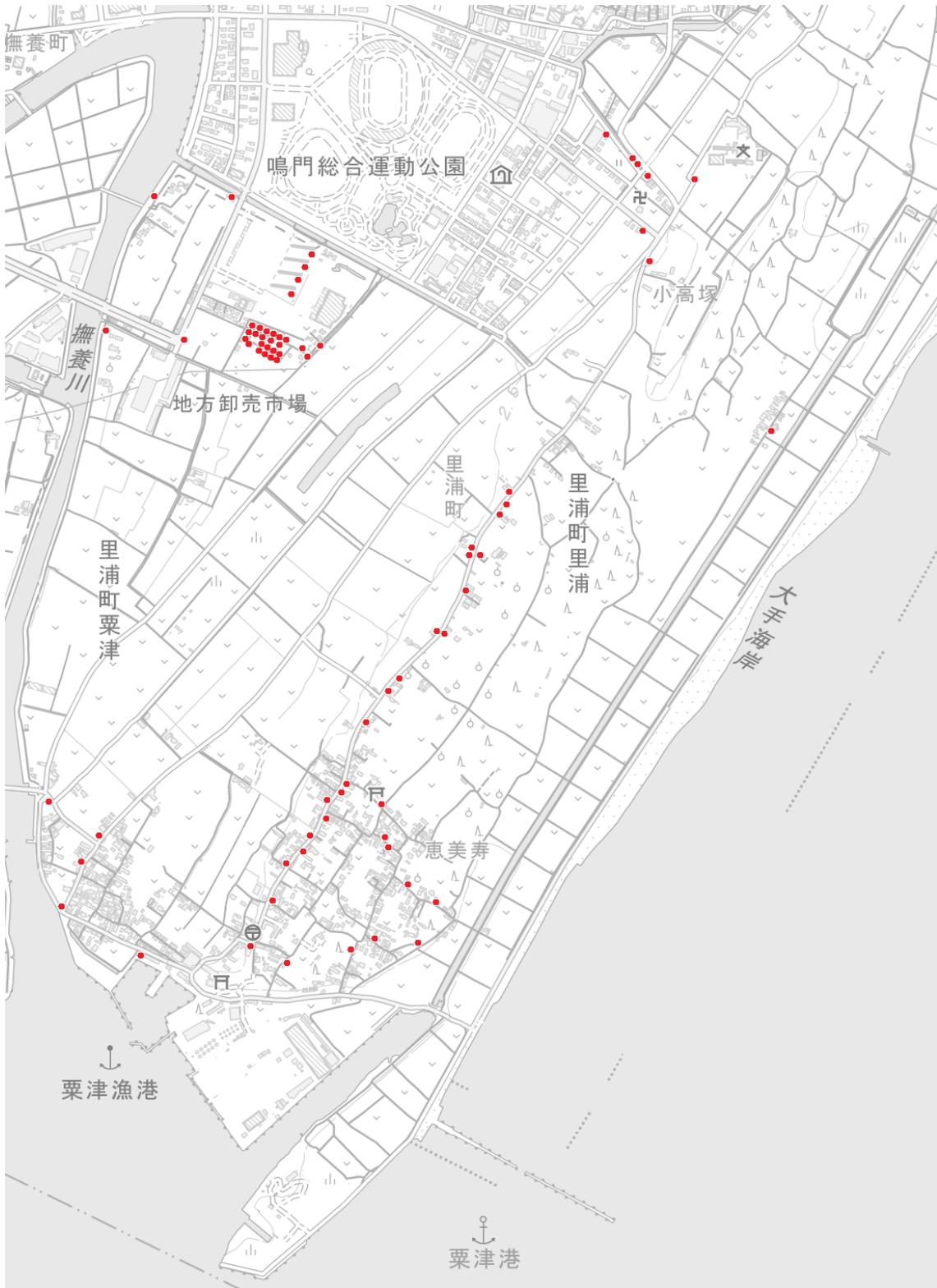
電 話 :

苦情処理報告書

1 苦情処理受付日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
2 苦情処理内容 (概要)		
3 相手	氏名	
	住所又は 勤務先	
	連絡先	
	特記事項	
4 受付者又は対応者	車両番号	
5 内容及び対応状況		

以上、報告します。

ごみステーション所在参考図
(里浦町 里浦、栗津地区)



「電子地形図（国土地理院）を加工して作成」

ごみステーション所在参考図
(大津町 木津野、吉永、矢倉、徳長、長江地区)



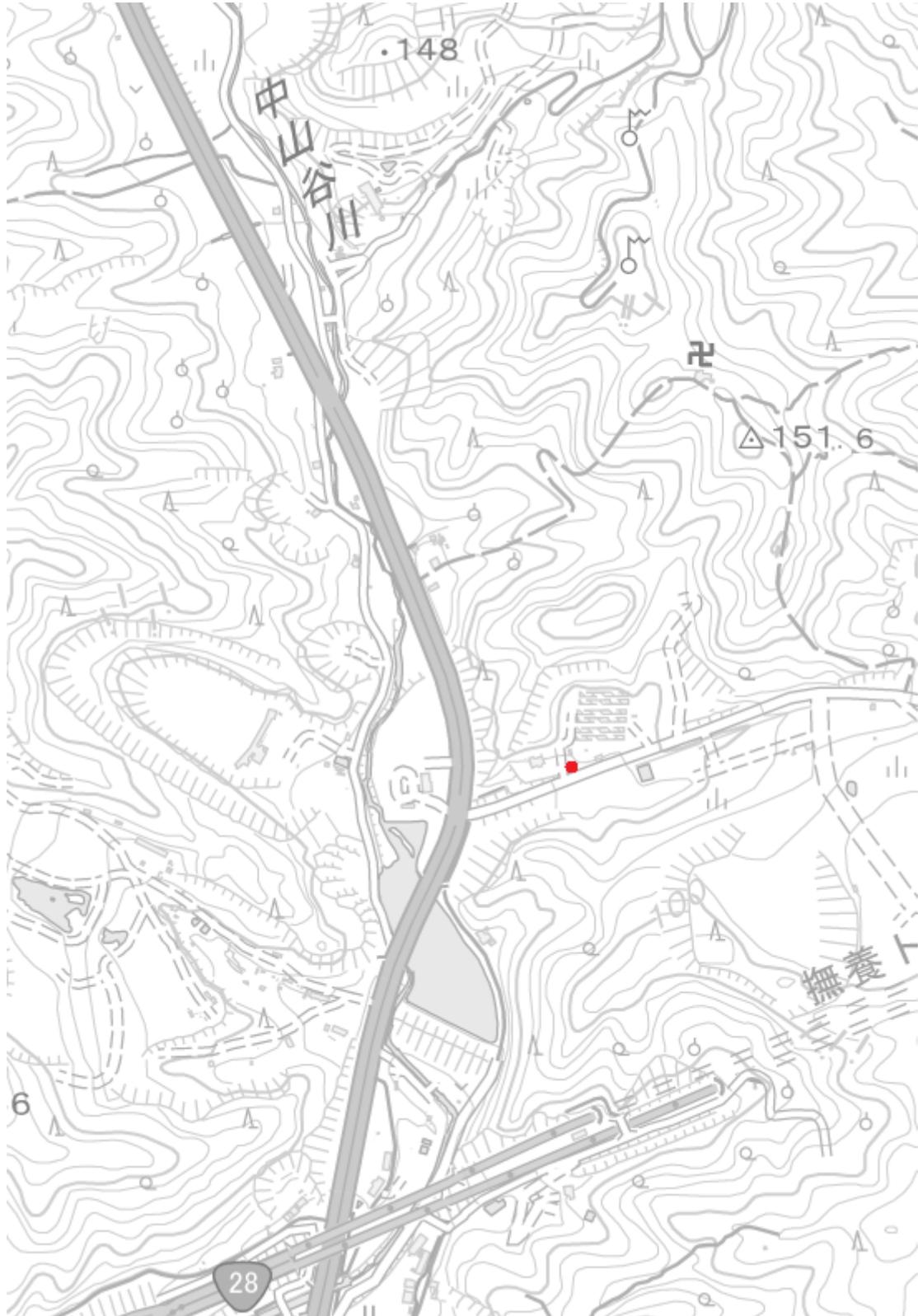
「電子地形図 (国土地理院) を加工して作成」

ごみステーション所在参考図
(撫養町 斎田、黒崎地区 瀬戸町 明神地区)



「電子地形図（国土地理院）を加工して作成」

ごみステーション所在参考図
(撫養町 木津地区)



「電子地形図（国土地理院）を加工して作成」

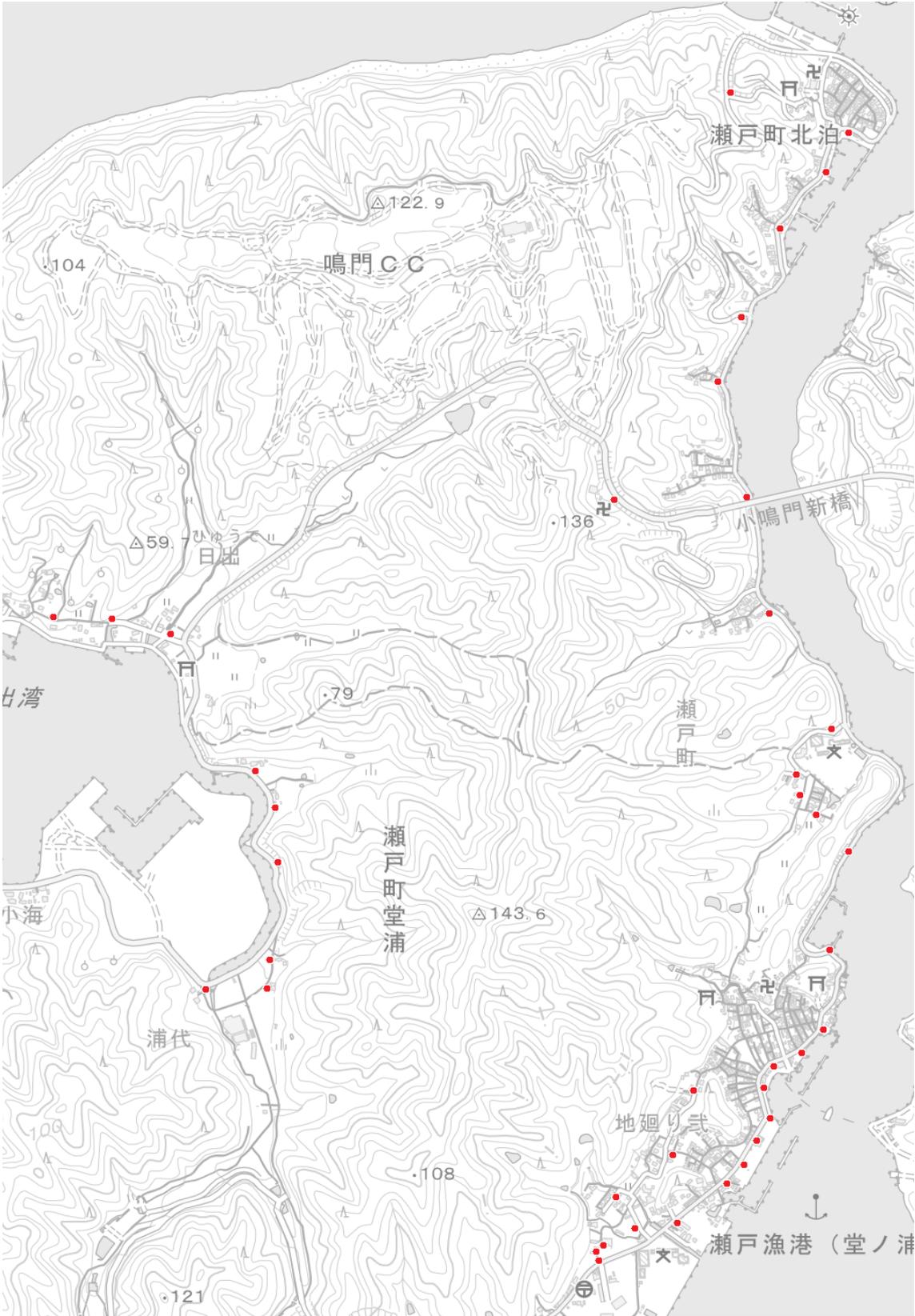
(別図 5)

ごみステーション所在参考図
(瀬戸町 明神地区)



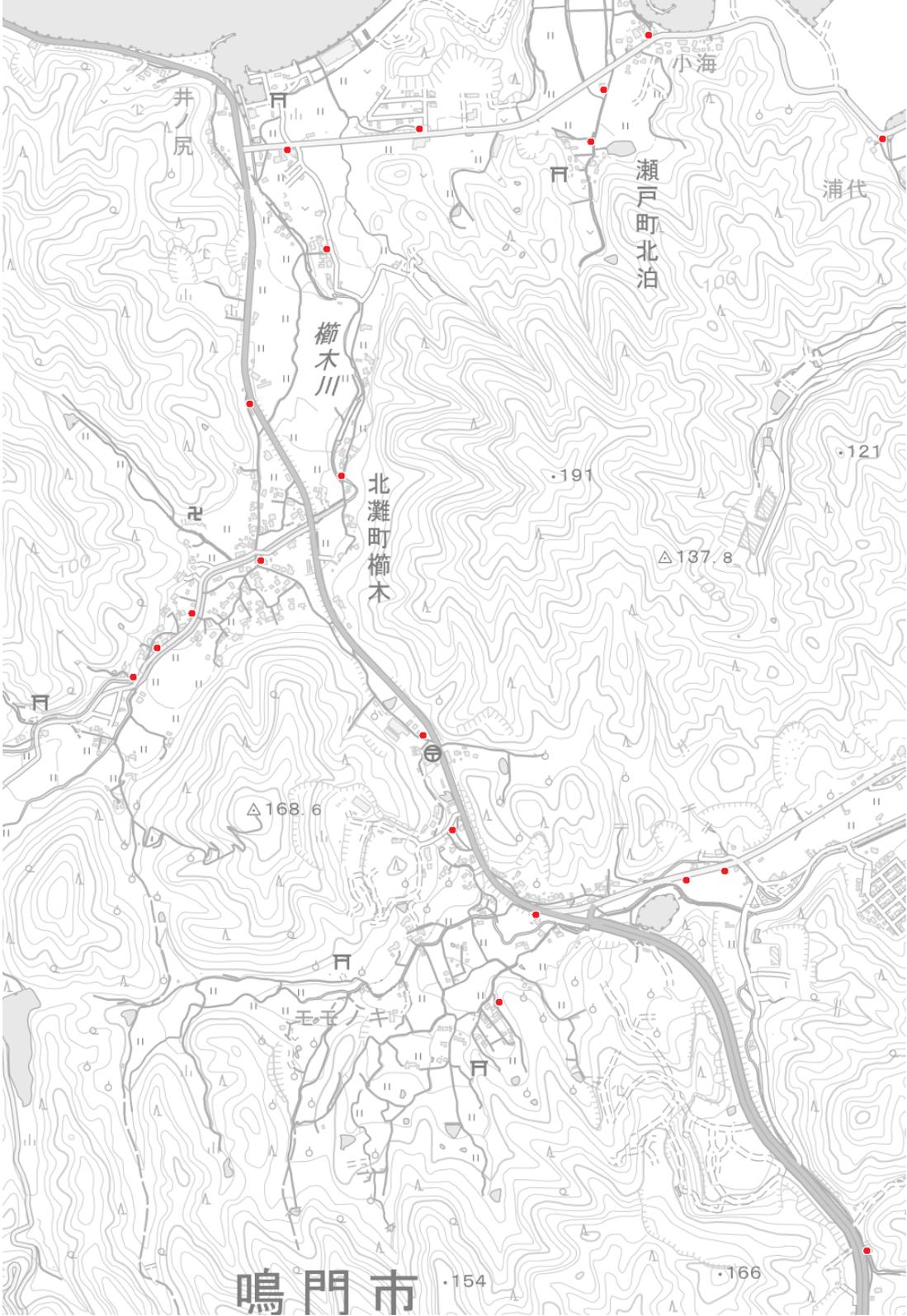
「電子地形図（国土地理院）を加工して作成」

ごみステーション所在参考図
(瀬戸町 堂浦、北泊、湊谷地区)



「電子地形図 (国土地理院) を加工して作成」

ごみステーション所在参考図
(北灘町 榎木地区 瀬戸町 明神、堂浦、北泊地区)



「電子地形図 (国土地理院) を加工して作成」

(別図 8)

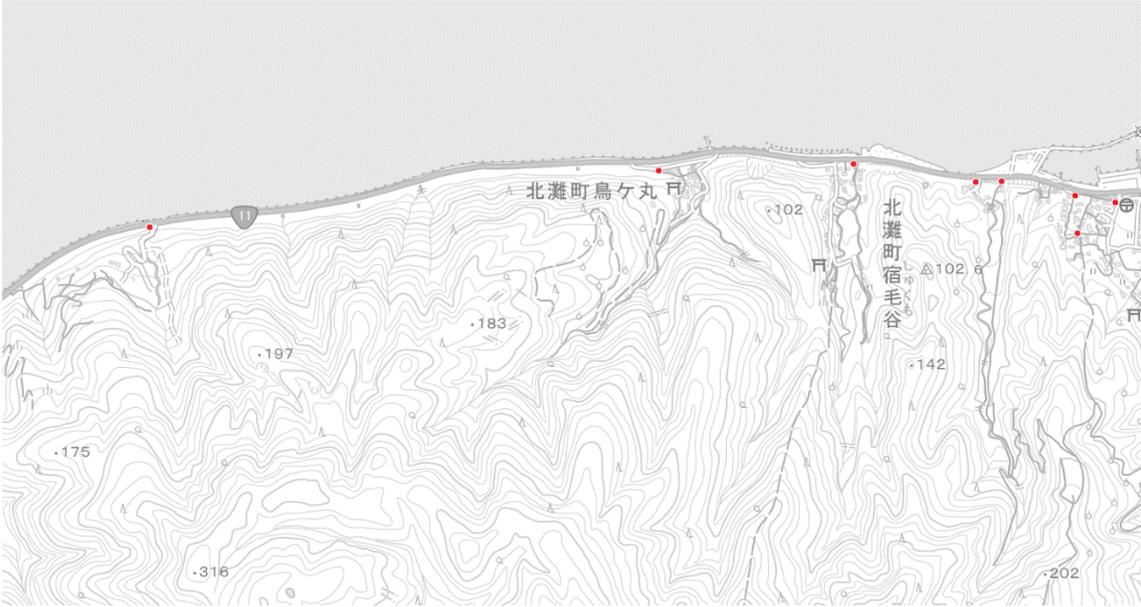
ごみステーション所在参考図
(北灘町 栗田、大浦地区)



「電子地形図 (国土地理院) を加工して作成」

(別図 9)

ごみステーション所在参考図
(北灘町 大浦、宿毛谷、鳥ヶ丸地区)



「電子地形図（国土地理院）を加工して作成」

(別図 11)

ごみステーション所在参考図
(北灘地区 折野、大須、碁浦地区)



「電子地形図（国土地理院）を加工して作成」